

平成 18 年 9 月 15 日
財 務 省

流動性供給入札の実施の在り方について

平成 18 年 10 月以降、市中金融機関への流動性供給入札の実施に当たっては、当面下記により行うこととする。

記

1. 対象銘柄

20 年債のうち、残存 11 年～15 年程度の銘柄（第 34 回から第 54 回債）を対象とする。

ただし、流動性供給入札の都度、市場の状況等を勘案の上、一部の銘柄を除いてオファーを行う。

2. 実施予定額

平成 18 年度(平成 18 年 10 月～平成 19 年 3 月) 毎月 1,000 億円程度

平成 19 年度以降については、別途検討するものとする。

3. 入札参加者

国債市場特別参加者（財務大臣が、入札への参加を認めることが適当でないと認め、入札参加者から除外した者を除く）

4. 追加発行銘柄・追加発行額の公表

追加発行銘柄及び銘柄ごとの追加発行額については、原則として入札当日の午後 5 時に公表する。

5. オファー、応札締切り及び入札結果の通知・公表の時刻

オファーは午前 10 時 30 分、応札締切りは正午、入札結果の通知・公表は午後 1 時とする。

6. その他

応札刻み及び入札方法については、現行の流動性供給入札と同様の方法によるものとする。

(以上)